

専決処分の承認を求めることについて
(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

【改正理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布され、4月1日より施行されたため。

【主な改正項目】

1. 個人住民税の定額減税

- 1) 改正内容（附則第4条の5、第4条の6、第4条の7、第4条の8、第5条、第13条の3、第13条の4、第14条、第15条、第16条、第17条、第17条の2及び第17条の3関係）

令和6年度分の個人住民税について、定額による特別税額控除を実施する。

【定額減税概要】

デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う。対象となるのは、合計所得金額1,805万円以下の納税者（国外居住者を除く。）

- 2) 施行期日 : 令和6年4月1日

2. 区分所有に係る認定長期優良住宅に対する固定資産税の特例の見直し

- 1) 改正内容（附則第7条の3関係）

区分所有に係る認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額に係る申告について、マンション管理組合管理者等が一括で申告ができるように見直しを行う。

- 2) 施行期日 : 令和6年4月1日

3. 固定資産税（土地）の負担調整措置…（3年ごとの評価替えに合わせて改正）

- 1）改正内容（附則第8条、第8条の2、第9条、第10条、第10条の2及び第12条関係）

宅地等及び農地の負担調整措置（固定資産税が急激に上昇し、税負担が重くならないよう調整する仕組み）について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置を継続する。

- 2）施行期日：令和6年4月1日